佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県人事委員会委員長　　大　　西　　憲　　治

佐賀県人事委員会規則第24号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（伝染病作業手当） **第６条**　伝染病作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項及び第３項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症、並びに狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第２条及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に定める伝染病（ただし、特に人体に感染の危険があるものに限る。）について、本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員に対して支給する。 ２　前項の手当の額は、職員が作業に従事した日１日につき290円とする。	（防疫等作業手当） **第６条**　条例第７条第１項第１号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。 ２　条例第７条第１項第２号に規定する人事委員会規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第２項各号、第３項各号、第５項第５号及び第７項各号に掲げる感染症とする。 ３　条例第７条第２項に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第１項第１号に掲げる作業のうち牛のと殺の作業に従事した場合とする。 ４　防疫等作業手当の額は、職員が作業に従事した日１日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　条例第７条第１項第１号の作業　380円（前項の作業に従事した場合にあっては、当該額に380円を加算した額） (2)　条例第７条第１項第２号の作業　290円
様式第１の５（第34条関係） 伝染病作業従事実績簿 略	**様式第１の５**（第34条関係） 防疫等作業従事実績簿 略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。